

消費税の増税と ゴルフ会員権

消費税の増税が平成26年4月1日に8%、1年半後の平成27年10月1日に10%へ引き上げられる予定となっています。過去に消費税は平成9年に3%から5%に増税になりましたが、今回は短期間で2度にわたって引き上げを行うが大きく異なります。

このような短期間での複数回での消費税増税の際には、住宅や自動車のような高額物件の購入にあたって、契約・引き渡しの時期によって適用税率が異なりますので注意が必要です。

ところで、ゴルフ会員権は消費税の課税対象資産であるとご存知でしょうか？

一般個人での購入・売却について消費税増税の影響は少ないとと思われますが、消費税が課税されている企業の法人会員権の購入・売却については、注意が必要です。国税庁からゴルフ会員権の取り扱いについて次のような案内がされています。

「会員権の所有者から買い取った会員権を売買する場合、株式形態のものは株式の譲渡に、預託形態のものは金銭債権の譲渡にそれぞれ該当しますが、ゴルフ会員権の譲渡は非課税とされていませんから、いずれも課税の対象になります。この場合、その会員権の譲渡について購入者から收受する金額が課税資産の譲渡等の対価の額となります。なお、会員権の所有者からの会員権の買取りは課税仕入れとなります。(※下記No.6249 ゴルフ会員権参照)」

仮にゴルフ会員権相場の需給が一定であるという前提に立つと、来春以降、ゴルフ会員権(法人)については、価格が上昇すると予想されます。理由は、「アベノミクス」と呼ばれる金融緩和を含む経済政策で、2%のインフレ目標と消費増税で消費税による3%以上の値上げが想定され、合わせて5%以上のインフレ目標を掲げていることになるからです。

いずれにしても、ゴルフ会員権の売買には消費税増税時期にも注意が必要です。

※国税庁H.P.タックスアンサーより抜粋

No.6249 ゴルフ会員権 [平成25年4月1日現在法令等]

ゴルフクラブが発行するゴルフ会員権には株式形態のものと金銭を定期間預託する預託形態のものがありますが、基本的にはその形態の相違により消費税の課税関係が異なることはありません。

具体的な取扱いは、次のようになります。

1 ゴルフクラブの課税関係

ゴルフクラブが会員権を発行する場合において、その発行に関して收受する金銭は株式形態の場合は出資金であり、預託形態の場合は預り金ですから、いずれも資産の譲

渡等の対価に該当せず課税の対象になりません。

ただし、入会に際して出資金や預託金とは別に收受する入会金などで会員等の資格を付与することと引換えに收受する返還を要しないものについては、役務の提供の対価として課税の対象となります。

また、プレー代、ロッカーアクセス料、年会費、会員権の所有者の変更に伴う名義書換料等も課税の対象となります。

2 ゴルフ会員権業者の課税関係

会員権業者が会員権の所有者又は購入希望者からの委託を受けて会員権売買の仲介を行った場合、その仲介に係る手数料は役務の提供の対価として課税の対象になります。

また、会員権の所有者から買い取った会員権を売買する場合、株式形態のものは株式の譲渡に、預託形態のものは金銭債権の譲渡にそれぞれ該当しますが、ゴルフ会員権の譲渡は非課税とされています。この場合、その会員権の譲渡について購入者から收受する金額が課税資産の譲渡等の対価の額となります。なお、会員権の所有者からの会員権の買取りは課税仕入れとなります。(※下記No.6249 ゴルフ会員権参照)

仮にゴルフ会員権相場の需給が一定であるという前提に立つと、来春以降、ゴルフ会員権(法人)については、価格が上昇すると予想されます。理由は、「アベノミクス」と呼ばれる金融緩和を含む経済政策で、2%のインフレ目標と消費増税で消費税による3%以上の値上げが想定され、合わせて5%以上のインフレ目標を掲げていることになるからです。

いずれにしても、ゴルフ会員権の売買には消費税増税時期にも注意が必要です。

3 ゴルフ会員権所有者の課税関係

事業者である会員権所有者がゴルフクラブに支払う年会費等は課税仕入れに係る支払対価に該当します。また、事業者が会員権業者から会員権を購入した場合その購入は課税仕入れとなります。ただし、ゴルフクラブが発行した会員権をそのゴルフクラブから直接取得する行為は不課税取引に係るものですから返還を要しない入会金などを除き課税仕入れとはなりません。

なお、事業者(個人事業者を除きます。)が所有している会員権を譲渡した場合の課税関係は、2の場合と同様です。

このコーナーは、税理士、公認会計士によって構成される税務実務家の研究グループが担当しています。このコーナーに関するご質問は、下記の事務局までお問い合わせください。

税理士・公認会計士 香本 明彦・谷口 貴

税理士

植田 順・堀口 裕弘・木戸 義人・森川 敏行・松井 克行
萩 恒夫・萩原 政宏・岡本 弘之・今西 正二・徳山 智子
鰐田 浩昭・中川 秀夫・塙崎 静子・新見 和也・古瀬英美子

伏研会事務局

京都市伏見区桃山町養源19-14 植田順税理士事務所内
TEL:075-604-3160 FAX:075-605-0185

Gallery Stand ギャラリースタンド

国内ツアーなのか、 外国人プロのステップアップツアーなのか？

あまりにも多すぎる外国人選手の1試合当たりの出場者人数

先日女子プロテストが行われ、フレッシュな顔ぶれが揃つた。今後国内の女子プロツアーを盛り上げ、さらには世界に通じる大きな木へと育つてくれるに違いない。

ここ5年間で、トーナメント界も大きく変化している。地域密着型やギャラリーを意識したイベント型にシフトしているのは歓迎すべき傾向だが、ひとつ疑問点が残る。それは、試合に出場しているプロたちの顔ぶれである。

2009年時点のシード選手の内、外国籍の選手は18人、今年は24人で驚くほどの変化ではないかもしれない。たど多いのではという印象は否めない。これを、1試合のトーナメントに鏡を移してみると良くわかるだろう。あるトーナメントでのことだが、初日のペアリングを覗いてみると、全出場選手の内、実際に48人の外国人選手の名前があつた。それだけそのトーナメントに重みがあつたのだろうが、これを国内ツアーという座標においてみるといかがなものだろう。

かつて、ある女子プロトーナメントで上位10人がすべて韓国人プロを含む外国籍プロで占められ、ギャラリーからは日本人プロのふがいなさを嘆くとともに、これは日本で行われている試合ではなくトーナメント名を変えたほうが良いだろう。

世界をフィールドとして活躍する人気選手はそれなりの盛り上がりがある。日本人選手がそれに挑むという構図も仕掛けのひとつだろう。ただやたらに門戸を開けすぎると、ややもすれば外国人選手のステップアップのためのツアーアーとしては如何なものかと感じる部分がある。

これが、日本のツアーだけの傾向ではない。米国の女子ツアーを見てもアジア系を含む外国人選手がトップランクを占めているため、視聴率、ギャラリー数とも頭打ちの数字を残しているという。ツアード外国人選手が生涯獲得した賞金額の多さだ。歴代ナンバーワンはブンダン・ジョンソン(豪)で約8億3000万円。また同じ豪州出身のグラハム・マーシュは25勝、デビッド・イシイは10年間で14勝を上げている。また、女子では台湾の涂阿玉(ト・アヨク)が賞金女王を5年連続で獲得している。最近では全米貞(ジョン・ミジョン)、李知姫(イ・チヒ)、高又順(コウ・ウスン)が追いついている。この頃はそれなりのインパクトがあり、強い外国人選手へのチャレンジという興味もあった。彼らの活躍が日本ツアーを盛り上げ、日本人選手の質の向上に大きな役割を演じたことは間違いない。



ただ、今の状況とは内容が少々異なる。ワールドワイドなツアーを目指すのもいい。ワンアジアツアーのように新しい発想でツアーの盛り上げを目指すのもいいだろう。そこにゴルフファンの期待する本当の面白さがあれば、このような楽しみの発想は出てこないかもしれません。